

令和3年加美町議会第4回定例会会議録第3号

令和3年12月10日（金曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長兼新型 コロナウイルス感染症対策室長	庄司一彦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
森林整備対策室長	佐々木実君
建設課長	長田裕之君

保健福祉課長	大場利之君
子育て支援室長	鎌田征君
地域包括センター所長	千葉桂子君
上下水道課長	齋藤純君
会計管理者 兼会計課長	内海悟君
小野田支所長	大和田恒雄君
宮崎支所長	猪股繁君
総務課参事兼課長補佐	遠藤伸一君
教 育 長	鎌田稔君
教育総務課長	上野一典君
生涯学習課長 兼スポーツ推進室長	浅野善彦君
農業委員会事務局長	嶋津寿則君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局 長	内海 茂 君
次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主 事	鈴木智史君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 承認第 10号 専決処分した事件の承認について（令和3年度加美町一般会計補正予算（第9号）
- 第 4 議案第 83号 加美町地域づくりセンター条例の制定について
- 第 5 議案第 84号 加美町公民館条例の一部改正について
- 第 6 議案第 85号 加美町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 7 議案第 86号 加美町国民健康保険条例の一部改正について

- 第 8 議案第 87号 加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 88号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動施設）
- 第10 議案第 89号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）
- 第11 議案第 90号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）
- 第12 議案第 91号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）
- 第13 議案第 92号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他1施設）
- 第14 議案第 93号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）
- 第15 議案第 94号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町総合体育館他7施設）
- 第16 議案第 95号 物品購入契約の締結について（加美町新中新田公民館用管理備品購入）
- 第17 議案第 96号 定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第18 議案第 97号 令和3年度加美町一般会計補正予算（第10号）
- 第19 議案第 98号 令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第 99号 令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第100号 令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第101号 令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第102号 令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第103号 令和3年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第104号 工事委託に関する協定の締結について
- 第26 議案第105号 令和3年加美町一般会計補正予算（第11号）
- 第27 議発第 3号 加美町議会会議規則の一部改正について

第 28 委発第 3 号 加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業と
の調査に関する条例の制定について

第 29 議員派遣について

第 30 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 30 まで

午後1時00分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。1番尾出弘子さんより遅参届が出ております。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、16番伊藤 淳君、2番佐々木弘毅君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告9番、5番早坂伊佐雄君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔5番 早坂伊佐雄君 登壇〕

○5番（早坂伊佐雄君） それでは一般質問させていただきますが、最近、落ち込んでいることがあります。何か一般質問の前の前置きに期待しているちょっと議員さんもいらっしゃいますので、期待に応じて話をするわけではないんですけども、衆議院選の裏金要求問題で、ドンと称される方がどういうわけか、伊佐夫という名前でありまして、しかも上の2字が伊佐まで同じで、すごいことをやる方が、言う方がいるものだなと思って落ち込んでいたんですけども、さらに今日、ちょっと午前中、会議があったんですけども、少し一般質問のエネルギーを使ってしまったんですが、そうしたらあなたには再生可能エネルギーがあるから大丈夫だという激励なのか励ましをいただいたのか分かりませんが、私のソーラーパネルは非常に面積が少ないものですから、それを補完するものがないんですけども、一生懸命今から一般質問を始めたいと思います。

それではまず大綱2問なんですけれども、大綱1問目としまして、安心・安全で魅力あるまちづくりの推進について。

少子高齢化の現状の中、そしてコロナ禍の中で、安全で安心して暮らせるまちづくりについて伺います。

まず1点目ですけれども、子育て支援について。

それから2点目、企業誘致の取組と現状について。

3点目、共助・公助による地域除雪の取組について。

4点目、公共事業の入札制度について伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 私は大阪府の知事と同じ洋文でございまして、あやかりたいなと思っております。今回、早坂伊佐雄議員が字まで一緒でございますので、早坂伊佐雄議員、トリということで、今年の紅白のトリはゆずだそうでございますが、ゆずの岩沢さん、国立音楽院のピアノ調律学科の卒業生ですので、大変私も嬉しく思っているところでございます。

それでは、ご質問の4点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に子育て支援についてお答えをさせていただきます。

町では、子ども子育て支援事業計画、加美町次世代育成支援行動計画をつくっております。この中で、子ども子育て応援社会の実現といたしまして、子どもを安心して産み育て、子どもが健やかに育つまちづくりを基本理念としております。この基本理念を実現するために、4つの基本目標を設定しております。

1つ目は、子どもを健やかに育む環境づくり。

2つ目は、教育、保育の総合的な推進。

3つ目は、地域の子育て支援の充実。

4つ目は、子育てに優しい環境づくりでございます。

この計画は、令和6年度までの計画となっております。毎年、年度末に開催します子ども子育て会議におきまして、この計画につきまして、事業の実施状況を確認し、次年度はさらに充実した事業展開になるようにご意見をいただきながら進めているところでございます。

昨今の新型コロナウイルス感染症、社会情勢の変化などに応じた対応も行っているところでございます。これまで町の単独事業といたしましては、ご承知のとおり18歳までの医療費無料化であったり、出産祝金の支給であったり、あるいは保育料の減免であったり、また、宮崎においては木育広場の整備、そして子育て世帯向けの宅地分譲など、また、この4月からは子育て支援室に子育て支援係を設置し、相談体制の充実を図るなど行ってまいったところでございます。

7月の臨時会におきまして、ご承認いただきましたコロナ禍における子育て世代ニーズ調査を実施いたしましたので、その調査結果を分析しております。その分析の結果を見て、町の子育て支援策に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

今後も住民と一体となって、地域全体で子どもと子育てを支えるまちづくりを推進してまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2点目の企業誘致の取組と現状についてお答えをさせていただきます。

町では、地域経済の発展に欠かせない企業支援として、新たな企業の誘致はもとより、地元企業の困り事や増設の相談からビジネスマッチングの仲介に至るまで、積極的なサポートを行っております。宮城県の企業誘致の重点戦略としまして、自動車、高度電子機器、食品など8分野を重点事業に掲げて、県内の産業集積を目指しているところであります。町では、東日本大震災にも唯一断水しなかった町であるということ、さらには地下水が非常に豊富であるということ、また、国道347号線が通年通行いたしまして、交通の利便性が格段に向上したということなどをアピールしながら、企業、町内企業との連携を期待できる産業として、宮城県内や岩手県内に集積が進む自動車産業と、高度電子機械産業を担う企業へのアプローチを重ねております。

現在、町が誘致企業と位置づけている企業は、35社、37事業所ございます。自動車、高度電子機器、食品、建設、建築資材関連産業の製品を製造している企業が中心となっております。今年4月1日現在、この35社の従業員数は2,500人となっております、大きな雇用創出の場となっております。ちなみにこのうち、町民は1,200人、約48%となっております。

町としましては、これまで以上に地域経済の発展を促し、雇用創出を図っていくためにも、現在創業している町内企業の育成支援は不可欠であると考えております。雇用支援はもとより、町内企業同士のマッチングに加え、県外企業とのマッチングを仲介することで、これら県外企業が町内、あるいは宮城県内に進出する際、永続的なビジネスコラボレーション連携につながるよう、支援をしていくことが重要であると考えております。

昨年から長期化するコロナウイルス感染拡大によりまして、これまでのようになかなか県外企業さんを訪問するということがままならない状況にはなっておりますが、電話、あるいはメールなどによりまして、情報交換を重ねております。企業や業界全体の動向把握に努めているところでございます。こうした中におきまして、町内で製造業を営む誘致企業から、工場増設の相談を受けております。これまでも様々な相談を受けまして、例えばアスカカンパニーさんのナレッジパークを新しく建設していただいたりといったことなども取り組んでまいりましたが、現在もそういったご相談、工場増設の相談などを受けております。整備の内容の把握、そして必要な支援策などについて、情報交換を重ねているところでありますので、しっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

また、公共施設を利用したテレワーク環境や民間企業によるサテライトオフィスの整備を進めておりますので、このようなワークスペースを活用する企業の誘致活動も今年度から始めているところでございます。今後とも、地域経済の発展と地域雇用の拡大に向け、誘致企業も含む地元企業の育成支援、さらに新たな企業誘致、そしてビジネスコラボレーションの促進を図るとともに、新たな産業の創出、現在サテライトオフィスの整備などをしておりますので、サテライトオフィスや人材の誘致などを通して、新たな産業の創出にも積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

3点目の共助・公助による地域除雪の取組についてでございます。

共助による地域除雪とは、安全かつ効率的に雪処理を行うために、地域コミュニティにおいて、手順やルールなどを定めた上で、住民が協力しながら、時間を合わせて一緒に家屋や家屋周辺、歩道や生活道路などの公共空間、公民館等の地域の公共施設などの除雪作業を行う取組と言われております。この共助による地域除雪の主な狙いとしましては、除雪作業における安全性の向上、地域コミュニティにおける連帯感と防災力の向上、除雪作業における効率性の向上の3点にあります。

しかしながら、この国の補助事業は、令和元年度で終了しております。ただし、同様の事業が豪雪地帯安全確保対策交付金として、新たに創設されております。補助対象としましては、計画作成経費が10分の10で、除排雪の体制づくりや担い手の育成などが2分の1の補助率となっております。町としましては、今後、地域コミュニティ事業への活用について検討してまいりたいと考えております。なお、補助対象とはなっておりませんが、高齢者等の除雪につきましては、加美町社会福祉協議会で高齢者等生活支援事業として、高齢者世帯の要援護者に対し、シルバー人材センターへ除雪作業を委託して実施しているほか、小地域ネットワーク活動事業として、行政区が実施する要援護者世帯の除雪活動に対して、1世帯当たり年間5,000円の助成を行っております。なお、町としましてもこの社協の事業が継続できるように、補助金の交付なども現在検討しているところでございます。

4点目の公共事業の入札制度についてお答えをいたします。

地方公共団体が締結する売買、貸借、請負、その他の契約はより効果的な公益を図る目的から、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売りの方法により、締結するものと地方自治法に定められております。町の入札の現状についてですが、財務規則に定める随意契約の金額の範囲を超えた契約を締結する場合、2億5,000万円未満の事業については、原則的に指名競争入札に付しております。指名業者については、橋梁工事等の特別な技術を要する工事、業

務等を除き、町内に事業所を置く業者を指名しております。よって、条件付一般競争入札については、本町では加美町条件付一般競争入札実施要綱において、設計金額が2億5,000万円以上の工事を対象としております。なお、一般競争入札の近隣市町村の状況であります。色麻町が5,000万円以上、美里町、涌谷町が3,000万円以上、大崎市は130万円以上の工事については、一般競争入札により執行するというようになっております。本町の場合は、先ほども申し上げましたとおり、一般競争入札の適用範囲を2億5,000万円以上としておりますので、近隣市町村と比較しますと、町内事業者を指名する指名競争入札の割合が多いということになっております。一方、国では入札談合や官製談合のような不法行為について、度々報道されていることから、入札及び契約の適正化を推進しており、一般競争入札の適切な活用についても措置を講ずるよう努めなければならないものとなっております。もちろん入札、契約手続においては、透明性の確保、公正な競争、不正行為の排除など、適正に執行されることは、当然必要なわけであり、併せて町内企業の誘致ということも大変重要な町の役割であると認識をしております。

特に、地域の建設業者は、社会資本等の維持管理のために必要となる除雪、災害復旧、維持修繕などを行っております。地域社会の維持に不可欠な役割を担っていただいております。町としましては、こういったことから、入札制度については法令遵守はもちろんのこと、町内企業の育成といった社会的な背景も的確に把握しながら、適切に運用していきたいと考えておりますので、今後も現行の運用により、入札、契約手続を行うこととしております。

以上、ご質問の4点にお答えをさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それでは再質問に移らせていただきますが、まず1点目の子育て支援についてですけれども、やはり移住・定住についても大きな決め手となるのが、子育て支援という要素もあろうかと思っておりますけれども、子育て支援室長、4月に就任ということで、その室長の思いの一端をちょっとお聞かせいただければと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

国におきましては、子どもは国の宝だということで、次々と施策を展開しておりまして、今回補正にも上げさせていただきました臨時給付金、こちらもでございます。町におきまして、先ほど町長が答弁しましたように、様々な事業を展開しているところでございます。4月に子育て支援室にまいりまして以来、日々、感じておりましたことが子育ての不安であるとか、虐

待といった問題ですね、これが子育てに対する困難感のようなものになっていて、それももしかしたら少子化の一因ではないかなとは感じております。

移住・定住のお話でございますが、移住・定住はもちろんですけども、この町に住んでいるお子さんたちが生き生きと、伸び伸びと生活できる、そういった環境が大事ではないかと思えます。今後、お子さんを育てられる子育て家庭を支援しながら、後押しができるような事業を展開していけたらと感じております。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 先ほど、加美町で取り組んでいるというところで、町長から何点かの紹介があったわけですけども、18歳までの医療費の無料化についても、先駆けだったと思うんですけども、他の市町村でも多く取り入れてきていると。また、出産祝金については、これはないより当然あったほうがいいわけですけども、これは一時的なものというところで、2日ぐらい前でしょうか、原油高騰によって新聞を見ておりましたら、これも子育て応援の一つだと思って、色麻町が受験生に対して1万円の補助ということで、これを質問しようかなと思ったんですけども、先ほど、冒頭に2つほどちょっとやる気を失ってしまったというか、話をしたんですが、これまた十数分前に町長からちょっと報告がありましたわけですけども、これもやっぱりお互いここで確認しておいたほうがいかなと、議案にもなっているようですけども、思いますので、その具体的な受験生への暖房費とか、そういうのはありましたけれども、それを前提に先ほどの非課税世帯とかありましたけれども、具体的な人数とか、その辺お分かりでしたらお願いしたいなと思うんですけども。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。よろしく願いいたします。

まず非課税世帯につきましては、2,100世帯ということで見込んでおります。それから中学3年生、受験生に関しましては201人、合計2,301世帯ということで見込んでおります。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それから保護者の中からは、来年度から放課後児童クラブが有料になるということで、医療費とかも優遇されていたのも分かるんですけども、これも子育てがしやすいと言いながら、ちょっと有料になるのはねということもあるんですけども、この有料化に向けて何か年1回でも何でもいいんですけども、何か現時点で子育て支援室のほうで考えていることがありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 現在も各センターにおいては、いろいろな行事を実施しているところがございます。来年度から利用料をいただくということで、これまでしていない、例えば町の研修バス等で分館施設等に夏休みなど連れて行くような、そういったミニ遠足なども実施していきたいなどは思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） やはり子どもたちの安心・安全ということが、特にここ何日間でも高齢者の方が運転して、子どもたちの事故が発生しているわけですけれども、一つの提案なんですけれども、先ほどのバスを使って遠足みたいな、そういう事業も非常に結構かと思うんですけれども、月額で有料になりますので、塾とかでもやっているところがあるんですけれども、アプリとかを使って、子どもたちが児童館なり児童クラブにいつ入所しましたと、迎えの場合には大体保護者が来ますので、あまり心配ないかと思うんですけれども、そういう何か有料になりますので、付加価値を付けるということもいかがかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

今、お話しいただいたのは、ICTのアプリかなとは思っております。こちら子どもたちの安全とそれから親御さん方の安心につながるものだと私も認識しております。今後検討に向けて、検討はしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 今、鎌田室長から前向きな答弁と私は理解したんですけれども、捉えましたので、ぜひ、手のけがの一日も早い回復と、今後ますますのご活躍を祈念いたしまして、次の質問に移ります。

2点目の企業誘致の取組と現状について、今、町長から答弁ありましたけれども、推進室設置移行してからの加美町への企業の誘致の状況についてお聞きします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。よろしくお願いいたします。

平成23年の10月に企業立地推進室を設置していただきまして移行の企業誘致、あるいは企業の増設案件等々についてご説明をさせていただきます。新しく工場を新設していただきましたのは2事業所でございます。こちらはポラテック東北の株式会社で、あとはタカミヤ株式会社。

この2社に新規で立地をしていただいております。あと既存の誘致をさせていただいた事業所様のほうでの増設の案件といたしましては、先ほど町長からもご説明ございましたが、アスカカンパニーさんのナレッジパークを初め、そのほか3つの事業所さん、合計4つの事業所さんで工場の増設、増築をしていただいている状況でございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 逆に撤退というと語弊があるかもしれませんが、せっかく来ていただいたんですけれども、加美町の地を離れたという業者がありましたらお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

一旦誘致をさせていただいて、現在工場を閉鎖をしたような形になっておりますのが、東北グリコ乳業さん、そちらの工場につきましては、今、もともと仙台グリコになっておりますそちらの工場と今、一緒になっているような形になりまして、実質東北グリコ乳業の工場は閉鎖をしている状況になってございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 先ほども答弁の中に一部ありましたけれども、このコロナ禍の中で実際企業訪問をするという今までの活動、誘致の形態にちょっと変化もあるかなと思うんですけれども、実際どのような形で特に令和2年度とは申しませんが、どういう誘致をしてきたのか伺います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

やはりこの1年半の間はコロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、県外への訪問は控えさせていただいておりました。そうした中で、これまで年間で40社から50社訪問をさせていただいた状況がございました。やはりそういった事業所様には、これまでですと宮城県が行っておりました企業立地セミナー、そういったものに加美町でも一緒に参画をさせていただいて、町のPRをしてきたところでございます。そうした事業に関しましても、全てこの2年間、中止という形で、今年度の事業に関しましても、東京のセミナー、そして愛知県でのセミナーの中止も決定してございます。そうした中で、町の状況をお知らせする有効な場として活用させていただいておりましたので、これまで同様にそういったセミナーの、逆に中止のご案内をさせていただくとともに、現在、今、町が取組を進めている状況ですとか、宮城県、あるいは東北、そういったところの雇用情勢、あるいは企業誘致、立地の動向、そういった情報交換をさせて

いただきながら、それぞれの事業所様の業界の動向ですとか、あるいは新規起業立地の進展具合、そういったところをメール、あるいはZ o o m、あるいはお電話等々で確認をさせていただいて、これまでどおり引き続きのつながりを持たせていただくような取組は進めさせていただいておりました。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 加美町は地の利としては決して有利ではない状況にあるかと思うんですね。インターもあるわけではありませんし、何か港が近いわけでもありません。その中で、加美町、全国でやっていない独自のものというのはなかなか難しいかと思うんですけれども、現在どういう優遇策というか、有利な点で今、誘致に動いているのか伺います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

やはり今、早坂伊佐雄議員からお話がありましたとおり、立地の条件といたしましては、やはりおっしゃるとおり、そういった交通網の整備の拠点からは少し外れている位置にあることは事実でございます。その中で、先ほど町長からもお話をさせていただきましたが、やはり東北という形、あるいは特に宮城県という形になりますと、東日本大震災のイメージが非常に強い、そういったそのときの震災の状況がやはり関東、首都圏、あるいは愛知県、大阪府、そういった企業様にはやっぱりそういったイメージが多分に残っているようでございます。そうした中でも、加美町では断水をしなかった、そういった非常に地盤が強固なエリアであること、そしてやはり事業所様の中には大量に地下水を活用される事業所さんがございます。そういった地の利とはまた別のところで、町が持つその地勢、地域の魅力、町では雇用促進のために町自ら無料の職業紹介所を開設をさせていただいて、人材の確保にも努めさせていただいている、そういった状況等々PRをさせていただきながら、そうした中でやはり先ほどビジネスマッチングというお話をさせていただきましたが、単体で来ていただいて、ただそのまま仕事をしていただくという形ではなく、町内の事業所様を初め、近隣の事業所様のほうと連携を仲介をさせていただき、そういったサービスもさせていただきたい、そういったところをアピールを続けながら、誘致に努めているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 企業もこのコロナ禍の中で、いろいろ変わってきているかと思うんですけれども、既にあるいはやっていることかもしれませんが、やはりちょっと東京まで手を伸ばすと、なかなか厳しいところもあるのかと思いますが、IT関係の企業の誘致ということ

も、現在、先ほどやり取りしている中の何社かに入っているのかどうか伺います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

これまで訪問させていただいている事業所様の中には、製造業がもちろん中心にはなってはございますが、その中でもソフトウェア事業、IT関係、そういった形で事業を伸展されている事業所様の訪問も実際に行っております。それらに加えまして、今年度から新たに事業をスタートさせていただいております地方創生のテレワーク推進事業、そちらのほうのサテライトオフィス誘致事業で今年度からさらにそれらの事業所に加えまして、ソフト的なアイデアをお持ちになっている事業所様、そういった事業所様のお力や、あるいはそういったところで働きたい、あるいは働いていращやる、あるいはそういった事業を興したい、そういった企業家の方々と今はコンタクトを取らせていただいておりますので、さらに今年度からはそういった事業所の方々の誘致という活動も積極的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 今定例会の中で、20代の移住・定住なりその辺が落ち込んでいるというところで、13番、16番議員から質問があったわけですが、既に町長から新しい取組ということとで答弁いただいておりますので、また3回目答弁をいただくのも心苦しいので、ぜひその取組が成果が出るように取り組んでいただければと思います。

続いて3点目でございます。共助・公助における除雪の取組についてですけれども、加美町の特に西部地区は、まさに少子高齢化の典型でありまして、特に雪も多いですし、これから厳しい冬を迎えるわけですが、行政区の中ではやはり独居老人とか、高齢者だけの世帯に対して個人的に除雪をしたり、そういう応援はやっております。ただ、やはり自分の自宅の付近の除雪だけでも大変なのに、そこまで日常的に行き届くかということ、これはやはりなかなか難しいものがあります。それで新たな取組ということで、毎年冬場見ておりますと、屋根に上って雪下ろしをした中で、他県ではよく死亡事故が発生したりということがあって、今回国交省のほうでの新たな交付金の創設かなとは思いますが、やはりいろいろ調べてみますと、必ずしも無料だけではなくて、有料で一部時間で幾らとか、あるいは除雪機械への助成とか、そういう取組をしているところもあるわけですが、現時点で大きくは自治体、行政区、あとさっき紹介がありました社会福祉協議会とか、そういう分類が考えられるかなと思うんですが、その辺について何か取組を考えているところがあれば、ご紹介いただきたいなと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

町長の答弁にもありましたが、社会福祉協議会が現在、高齢者や要援護者に対しての除雪をやっておりますので、そちらのほうを充実させていきたいということで、社会福祉協議会のほうからもいろいろな助成の要望等が出ておりますので、その内容を検討しながら対応したいと町では考えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 何か有料でも構わないんですけれども、よくほかの北海道をはじめ東北、それから北陸とか、やはり豪雪地帯では、何十分で幾らと、有料、ある程度負担していただいてというところもあるようですけれども、その辺は検討していないのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長、お答えします。

社会福祉協議会でやっている内容につきましては、シルバー人材センターに委託している分については、有料、一部負担金をいただいてやっております。ただ、シルバー人材センターのその会員が除雪を担当する方も高齢で、昨シーズンの雪の量がかなりひどかったということもあって、今年度、今シーズンはちょっとやれないという話が出ておまして、社会福祉協議会としましては、シルバー人材センターのほうではなく、小地域ネットワーク活動事業ということで、行政区が行いますそういった除雪作業について、1世帯当たり、現在5,000円の補助という形でやっております。これについてちょっと行政区の区長さんから、もう少し金額が何とかならないのかというような相談もされているということで、社会福祉協議会からも相談されていますので、そちらの分について補助をちょっともう少し上げられないか、今、検討しているところです。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 今回、新たな雪下ろしの事故防止のために創設されたというところに関しては、まだはっきりしていないのかもしれませんが、この辺についての取組はどうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

新たに創設されたものは緊急という内容になっておまして、令和3年度の補正と令和4年度に対しての事業ということで、短期間のものでして、現時点でそういう地域コミュニティと

の調整とかがまだ十分進んでいないということもありまして、保健福祉課のみならずほかの関係課ともその辺の事情、状況を調整した結果、今回、そちらのほうにはちょっと今の段階では難しいということで、今後、地域コミュニティの活動のほうでこういったものも使っていけるように、今回は緊急的なもので時限的なもので、国交省で補助金を創設していますが、豪雪地帯に対してのものは今後も継続されるものと思いますので、そういったものがまたありましたときに活用ということで、今後その辺のことについて検討を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 先ほど、非課税世帯とか聞きますと、かなり多いなという状況ですので、ぜひ補助の額の見直しでありますとか、こういう制度があるよという、ぜひPRを積極的にお願ひしたいと思ひます。

続いて4点目の公共事業の入札制度について伺ひます。

現在、先ほど2.5億円を境にということ、地元に対して他町村と比べると有利な設定をしているということも十分あるわけです。理解できます。その上でですけれども、入札の時の業者の選定する基準と伺ひますか、あるいは新規に入ってくる業者もあるかもしれませんけれども、その辺の選定について、どのような基準でやっているのかお伺ひします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長でございます。

まず入札に参加していただくためには、入札参加願ひというものを町に提出をしていただきまして、まず登録をしていただくということになります。その業者ごとにその規模と伺ひますか、そういった技術的な部分とか、そういったものが点数化されておひまして、その点数によってランク付をさせていただいておひまして、その公共事業の規模に応じて、どのランクの業者さんに指名するかということを決めさせていただいて、今のところ執行しているという状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それから先ほど、橋梁工事の件は、やはりなかなか地元でそういう施工できる業者がないので、仙台なりそちらのほうになるんだろうなというのは理解できたんですけれども、これまでの入札のを見ておひますと、結構指名競争入札でせつかく指名されても、辞退する業者さんも結構多いと思ひますけれども、その主な理由と伺ひますか、それは何だと執行部では把握というか、考えておひますか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 議員おっしゃるとおり、指名競争入札をした場合に、最近やっぱり辞退される事業者の方が非常に多く見受けられます。ただ、辞退をする理由というのは、ちょっとその辺のところは把握していないという状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） やはり災害とか、いろいろ緊急なことが起きたときに、ご協力いただくのは地元の業者かなと思います。それでこれまでも地元の事業者を大事にしてきたんだと思うんですけども、特に建設関係とか土木関係だと、仕様書に基づいて、あと最終的に竣工検査をやったりいろいろあると思うんですが、そうでない業種もありますので、その辺ぜひ何らかの形で完了したのか、何かいろいろ私も実際見たんですけども、何かそこまで行っていないなというところもありますので、その辺やはり何らかの形で指導監督といいますか、そういうこと、確認も必要なのかなと思いますが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） すみません、総務課長です。

事業を発注いたしまして、あとその管理、どのように進行管理しているかということによろしいでしょうか。その辺につきましては、担当課のほうで随時その業者と打合せをして、すみません、建設課長からお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（長田裕之君） 建設課長です。

建設課の分野の話なんですけれども、発注しますと監督員という者がつきまして、その工事を全て施工計画の段階から完了まで監督をして、指導していくような立場になっておりますので、十分業者さんを監督しながら施工を進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） この件については最後にいたしますけれども、町長は常々お金と資源と善意が循環するまちづくりというところで、数少ないそんなに大きな公共事業というのは加美町ではないんだと思うんですが、残念ながらあの公民館については、町内の業者でなかったということがあります。今後、中学校統合の改修工事等もあるわけなんですけれども、公平性とか法令遵守という、それを破ってまでは言いませんけれども、ぜひいろいろな方法があるかと、条件があるかと思うんですけども、加美町に本社がある業者を指名するとか、あとポイント制の中でもいろいろ貢献度というのは地元の業者に対して何かあったときに世話にならなけれ

ばならないところもあるわけですので、その辺に対して一部見直しという考えはないでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

来年度から予定しております統合中学校、新設中学校の改修工事の件だと思いますが、そういった大規模な工事をする際に、やはり2億5,000万円以上の事業費になれば、一般競争入札、条件付の一般競争入札、プラスで総合評価制度の導入というのも考えられると思いますが、こういった入札の仕方がよいかということは、指名委員会の中で検討されるものになりますので、その中で検討していきたいと思っております。また、その総合評価制度を導入する場合であっても、その評価する基準の設定とか、いろいろ協議して決めなくてはいけない部分が非常に多うございまして、時間がかかるものだと思っておりますので、ある程度入札制度を決める際に、十分に協議をして執行していきたいと考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それでは大綱2問目に移ります。教育環境について、少子化の中での教育関係施設の統廃合についてということで、1点目としまして保育所、幼稚園、小学校の現状と今後の統廃合の予定について。

それから2点目としまして、小学校でのタブレットの活用状況についてお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） 教育長の鎌田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

1つ目の幼稚園、保育所、小学校の現状と今後の統廃合の予定の質問にお答えさせていただきます。

町の就学前児童数は年々減少傾向にありまして、町内全体で園児の減少は避けられない状況です。このような中、幼稚園、こども園の園児にとって、望ましい教育、保育を提供するとともに、子どもたちが互いに影響し合い、発達に必要な経験が得られる環境を整えるために、教育委員会では現在、加美町立幼児教育・保育施設再編検討委員会において、町立幼稚園等の適正規模、適正配置の基準を定めるための協議を重ねております。検討委員会からの答申後、適正規模、適正配置の基準が定まります。

それを受けまして、休園となっております賀美石幼稚園については令和3年度中に廃園の予定です。また、おのだひがし園とし園は令和6年度以降、保護者や地域住民との合意形成を

図りながら、統合を進めてまいりたいと考えております。また、児童数の減少は小学校への影響もありまして、令和4年度では鳴瀬小学校の2、3年生、西小野田小学校の3、4年生、鹿原小学校の全学年で複式学級となる予定になっております。将来的な児童数の推移を見ながら、小学校の再編につきましても検討していかなければならないと考えております。

次に、2つ目の小学校でのタブレットの活用状況についてお答えさせていただきます。

国のGIGAスクール構想に基づきまして、児童生徒1人1台端末の整備が完了し、今年度から実際に授業の場面で活用が始まっております。町内小学校でのタブレットの活用状況についてですが、学校や学年によって、状況に差はありますが、各小学校で毎日、授業においてタブレットを活用しているようでございます。

具体的な活動場面としては、授業で自分の考えをタブレットに手書きや打ち込みによってまとめまして、それを画面やスクリーンに提示して発表したり、まとめたお互いの考えをタブレット上で共有し合うという活用もしております。また、植物や生き物を写真で撮影し、観察記録を作成したり保存したり、また、体育のマット運動や跳び箱運動を動画で撮影して、それを見て振り返ったりなどして、活用しております。

また、さらに授業の中や朝の学習や自習時に、ドリルソフトをつかって課題に取り組むといった活用もしているようでございます。

以上、ご質問の内容にお答えさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 今後の統廃合の再編検討委員会の手順を踏んでということでは分かるんですけども、本来であればこの基準なりをもう少し早くやった上で、賀美石の統廃合とか決めておくべきではなかったのかなど。何か基準がない中で、時期もかなり押し迫った中でと、何かお聞きしますと、来年度利用するかということ、数がそこで把握できたのでという时期的なものも分かるんですけども、ぜひそのようなことのないようにやっていただければと思います。

それで私は小学校のほうに分けましたので、中学校は触れませんが、既に完全複式になっている小学校があったわけですので、そちらも当然早めに進めなければならなかったのではないかなと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

既に進めなければならなかった学校ですけれども、小野田の一部の学校でございますけれど

も、それについては平成24年の学校再編の基本方針、そこで見直しをいたしまして、そこから住民とか保護者の説明をしてきております。一度平成25年でちょっと断念はしておりますけれども、その後も説明会をしていきまして、なかなかご理解をいただけなかったという現状でございます。今はちょっとその説明会をやっておりませんが、今後検討していきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） なかなか住民の反対を押し切ってまでというのは、なかなか難しいことだとは思いますが、完全複式が有利な教育条件とは思えませんので、それが統廃合の一つの基準になっていることには変わりないかと思っておりますので、ぜひやはりその辺説明も継続してもらいたいと思うんですが、あるいは教育委員会として、複式学級以外に何か解消法とか、何か別の方法を考えているところがありましたら、お聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

来年、令和4年についても、複式学級、2校となる予定で、今、ありますけれども、その複式学級になる前に、その複式学級を解消する模索を今現在やっておりますけれども、県に加配を申請するという考えもございます。16人以下で複式学級になりますけれども、13人以上であれば加配の申請も可能だということで、県にちょっと要望していこうかなと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 教育長に資料を見なくて、現状でちょっと把握していれば、別にクイズでも問題でもないんですけども、ちょっとお聞きしたい点があるんですが、加美町の中心地にある小学校、児童数、今413名なんですけれども、就学援助を受けている数、そのうちで大体どれぐらいいらっしゃると思いますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 100名が援助を受けていると押さえております。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 試したわけではないんですけども、大変失礼しました。要保護が4名、準要保護が100名なんです。今、教育長が言った約100名なんです。それで約4分の1が就学援助を受けているという実態があります。それで父子家庭が5名、母子家庭が71名という実際の数字を聞いてみると、やはり驚くぐらい結構経済的に厳しい家庭が多いのではないかな

というところが推察されますので、その辺も含めて大綱1問目にもありましたけれども、ぜひ子育てしやすい環境づくり、教育環境の整備にこういう点でも一応現状を把握した中で、当たっていただければと思います。

最後、2点目ですけれども、タブレットのほうですが、6番議員からも中学校のほうで質問がありましたけれども、統一したものはまだやっていないということでしたけれども、ぜひ初年度だからこそ、やはり学校間で統一して、差が出てその差が広まらないうちにいろいろ統一したものをすり合わせたり、意見交換をしたり、そこはぜひ差の出ないような、多額の経費をかけているわけですので、そういう統一した取組というのが大事なと思うんですが、その辺についていかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

今までGIGAスクールのタブレット、6月に配置いたしまして、教員のほうに4回ほど研修会をやっております。それぞれ同じ内容で、なかなかコロナの影響でリモートでの開催ということになってしまいますけれども、それぞれ各学校に指導員みたいな感じで先生を配置いたしまして、その先生がその学校の研修ということに当たることになりますけれども、やはり得意な先生、不得意な先生がおります。指導する先生がやっぱり得意であればそれなりにいろいろな使い方をやっておりますので、そこら辺ちょっと差は出てくるのかなと。

あと昨日も一般質問でありましたけれども、統一した指導方法、初期的な操作方法、そういうのもちょっと徹底して学校のほうにやっていただきたいなと思ってございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） ぜひ導入初年度だからこそ、現段階での課題とか、次年度に向けての改善点とかもあろうかと思っておりますので、その辺把握した中で、加美町のよりよい教育のためにご尽力いただければと思います。

一般質問を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして5番早坂伊佐雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。暫時休憩します。2時半まで。

午後2時00分 休憩

午後 2 時 3 5 分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第 3 承認第 1 0 号 専決処分した事件の承認について（令和 3 年度加美町一般会計補正予算（第 9 号））

○議長（早坂忠幸君） 日程第 3、承認第 10 号専決処分した事件の承認について（令和 3 年度加美町一般会計補正予算（第 9 号））を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 承認第 10 号専決処分した事件の承認について（令和 3 年度加美町一般会計補正予算（第 9 号））について、ご説明申し上げます。

本案件は、一般会計歳入歳出予算において、早急に予算措置をしなければならない案件がございましたので、地方自治法第 179 条に基づき、既定予算に歳入歳出それぞれ 141 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 143 億 8,936 万円とする補正予算の専決処分を行ったものであります。

内容につきましては、今年度の利用自粛牧草の農地還元事業について、当初、天ヶ岡採草地 3 圃場で実施する計画であったものが、地元住民との協議の結果、2 圃場に計画変更するとともに、地区内で保管している 400 ベクレルを超える利用自粛牧草の集約保管を実施することになりました。また、事業の実施過程で土砂流出防止対策に要する費用や、機械で破碎不可能な大きな石礫除去に要する費用が増加したため、事業費の補正が必要となりました。この集約保管につきましては、降雪前の事業完了を目指し、早期の予算措置が必要と判断したため、補正予算の専決処分をさせていただいたものであります。また、陶芸の里温泉交流センターにおいて、源泉の配送管から漏水が発生したため、早期の工事着工が必要と判断し、専決処分を行ったものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第 10 号専決処分した事件の承認について（令和 3 年度加美町一般会計補正予算（第 9 号））の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、承認第10号専決処分した事件の承認について（令和3年度加美町一般会計補正予算（第9号））は、原案のとおり承認することと決定いたしました。

日程第4 議案第83号 加美町地域づくりセンター条例の制定について

日程第5 議案第84号 加美町公民館条例の一部改正について

- 議長（早坂忠幸君） お諮りいたします。日程第4、議案第83号加美町地域づくりセンター条例の制定について及び日程第5、議案第84号加美町公民館条例の一部改正については、いずれも旭地区公民館のセンター化に関するものでありますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第83号及び日程第5、議案第84号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第83号加美町地域づくりセンター条例の制定について、議案第84号加美町公民館条例の一部改正については、関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

町では、平成28年度より、旭地区をモデル地区に地域運営組織の形成に向けた支援を行っており、本年4月に宮崎西部地区コミュニティ推進協議会が、地域運営組織として活動をスタートいたしました。本協議会では、今後、収益を得る事業を含めた活動を計画しているところでありますので、活動の拠点としている旭地区公民館は、現在、公民館として指定管理を受けており、社会教育法上の活動に制限があるため、収益を得る活動は行えない状況にあります。町としましては、早期に収益事業も含む幅広い活動が可能となるように、旭地区公民館をセンター化することが、さらなる地域活動の推進につながるものと考えております。つきましては、令和4年度より旭地区公民館をセンター化するため、加美町地域づくりセンター条例を制定するものです。

また、条例の制定と併せまして、旭地区公民館を廃止するため、加美町公民館条例の一部を改正するものです。なお、これまで旭地区公民館で実施しておりました公民館講座については、基幹公民館である宮崎公民館にその業務を集約し、また、老人会や婦人会等の活動については、

引き続きコミュニティ推進協議会で活動の支援を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号加美町地域づくりセンター条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号加美町地域づくりセンター条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号加美町公民館条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号加美町公民館条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第85号 加美町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第6、議案第85号加美町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第85号加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案件は、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令、政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日に施行されることに伴い、加美町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児、6歳に達する以前

の3月31日までの間にある被保険者に係る均等割額の保険料を2分の1減額するほか、法令等の改正に伴う引用条項等の整理を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） この条文は一般質問でもちょっと関わったんですが、ア、イ、ウ、エとあって、エは2分の1なんですが、ア、イ、ウがこのぐらい引かれるということで、ちょっと読みにくかったんですが、このア、イ、ウの数字の算定根拠を教えてくださいと思いますが。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

お手元の議案資料の中の7ページをご覧ください。こちらの7ページのほうで説明させていただきたいと思います。

7ページの左側、中段にありますア、イ、ウ、エ、こちらが先ほど木村議員からの質問の内容になります。まずエの部分が2万2,800円、均等割部分の2分の1になるということで1万1,400円という表記になっております。この条例、見にくいのでございますが、2分の1にした額が載っているんですが、この額を引くというような読み方になります。アの部分に関しましては、所得によりまして7割、5割、2割の負担が生じるというか、減額して負担していただくということになっておりますので、まずアの部分は2万2,800円の7割を減じた額の残った部分を2分の1にした額を足した金額が1万9,380円になりまして、そちらのほうを2万2,800円から引いて、残った部分を負担していただくというような計算方法になっております。イはこちらのほうで5割軽減をして、残った部分をまた2分の1にすると。それで1万7,100円を2万2,800円から減額して、残った部分をご負担いただくというような見方になります。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですね。その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号加美町国民健康保険税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号加美町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第86号 加美町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第7、議案第86号加美町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第86号加美町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に、公布されたことに伴い、加美町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、令和4年1月1日から産科医療保障制度が見直されることにより、出産育児一時金の金額を40万4,000円から40万8,000円とするものです。議案資料として、新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号加美町国民健康保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号加美町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第87号 加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第8、議案第87号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第87号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、令和5年4月1日に、加美町立宮崎中学校と加美町立小野田中学校を統合し、新設中学校の校舎の位置を現小野田中学校の加美町字中原23番地41にするため、条例の一部を改正するものです。

両校の統合につきましては、令和2年1月に中学校再編検討委員会から校舎の位置は小野田中学校校舎、統合時期は令和4年4月1日とした答申が教育委員会にありました。その後、宮崎、小野田地区の保護者や地区住民の方々を対象に説明会を実施したところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、統合に向け計画していた生徒間交流事業や統合準備の見通しが立たなくなったことから、統合時期を令和4年4月1日から令和5年4月1日と1年延期を余儀なくされたところであります。そのような中、教育委員会では昨年11月から保護者や地区住民の方々に再度説明会を開催し、改めて統合の必要性について説明するとともに、ご意見やご要望をお伺いし、ご理解をいただきながら進めてまいりました。その結果、教育委員会では、中学校統合に関してはおおむね理解を得ることが出来たと判断したことから、6月17日に総合教育会議を開催して、両行の統合について了承したところであります。その後、7月に保護者代表、地域代表、卒業生代表、教職員等代表20名で構成する加美町立中学校統合準備委員会を設置し、新設中学校の在り方、学校名、校歌、校章、制服、体育着など、統合に関する必要な事項について検討し、準備を進めてきました。また、加美町立中学校統合準備委員会で委員会の下部組織として、小中学校長、教職員で構成する推進本部や総務・渉外部会、教育課程部会、生徒指導部会、学校事務部会の4つの部会を設置し、それぞれ統合に向け、詳細にわたり調査、検討し準備を進めているところです。なお、本定例会では、校名については仮称としております。校名については3月定例会において、改めて上程する考えであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 昨日の一般質問でも質問をさせていただきまして、私の立場は総論賛成、各論反対ということでございます。昨日の教育総務課長の答弁でもありました、この校名について、どうしても腑に落ちない点がございまして、また質問させていただくんですが、全員協議会でも説明のありました、同じことの質問になりますが、やはり応募を募って、校名

を募集したという中で、全くなかった字ですね、読み方は合っているかもしれませんが。それが字が変更されてこの最終的な候補に残ったというところに疑問があると私は思っております。今回のこの議案で仮称となっております。まず確認をさせていただきたいのは、仮称でありますのでこれは変更の可能性はあると理解してよろしいですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

まず仮称で鳴峰中学校ということで、準備委員会から提案をさせていただいて、今、上程しているところでございますけれども、仮称鳴峰中学校ということで、広報とかあとは準備委員会だより、今後出したいと思しますので、そこら辺で周知していただいて、住民、あと保護者とかそういう方々の反応とか、ご意見とかあればまず検討の余地はあると思っておりますけれども、一応準備委員会の意思を尊重して、このまま行きたいというのが今現在の考えでございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） やはり昨日と同じですね。この名称を変える気はないんだというご答弁と私は理解しています。この議案が仮に通った後に、昨日も申し上げました。実際、この学校で学ぶ生徒、あるいは保護者の方々、あるいは地区住民の方々にこの名前だけを紹介するわけですか。それとも応募のあった名前の名称も、これぐらいの名前が応募でありましたけれども、この中からこれに絞りました。それで字はこういうふうに、こういう思いがあったのでこういう字に変えましたという経緯までしっかり周知するのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

今現在決めてはおりませんが、そういう広報等での周知の中で周知できれば、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） やはり応募された方、その他別な名前で応募された方々も納得のいく方法で周知をしなければ、私はおかしいと思うんです。もうこれで決まりましたと、この名前だけ出されれば、ああもうこれで決まったのかということになると思うんです。どちらかといえばやはりその呼び方は同じメイホウでも、応募の原本の字を私は使うべきだと思いますし、どうしてもこの鳴瀬川の鳴という理由ですけれども、鳴瀬の鳴、今、鳴瀬小学校と現にあるわけで、それを連想させる呼び名であると思うのは私だけではないと思うんです。ですからそういったところで周知するのであれば、そこまでの経緯まで、あるいはその候補で挙がってきた名

前までしっかりと周知をしていただきたいと思いますのですが、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

検討させていただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 附則の中の準備行為として、この条例の施行に関し、必要な行為等はこの条例の施行日前においても行うことができるとうたっております。もう既にこの条例改正前にして準備行為されているんじゃないですか。準備委員会を設置して関連予算をつけて、学校名であつたり制服、効果なども検討しているということは、まさしく準備行為に入るかと思えますよ。ただ、校舎改修工事、ハード面だけでなくソフト面でも同じ準備行為に入るんじゃない。その辺の見解をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

確かに準備委員会は今、動いていただいて、いろいろな面で検討していただいております。まず今まで説明会の中でいろいろなご意見、課題を上げさせていただいております。それに向けてのちょっと検討も含めて、まず検討した段階で、あとは追っていろいろなものを決めさせていただいて、それをご意見としてもらうという準備段階でございますので、準備委員会で検討しているということでご理解いただきたいと思いますので、今の附則の部分でございますけれども、仮称鳴峰ということで、その名称を令和5年4月1日以前にも使用できるようにということで、ここでうたわせていただいております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 私が聞いているのは、そういったものが準備行為、ここで言っている準備行為に入るんじゃないですかということですよ。地方自治法においては、遡ってこの施行することができないが、条例でその旨を規定すれば、遡って適用もできる場合があるとうたっているんですね。つまり準備委員会を設置したとき、同時にこの2年前になるわけですけれども、この準備行為なるものを附則として定めれば、すんなりと条例どおり準備を進めるかと思えます。あと条例改正に伴う新たな予算については、同時提案しなければならないとうたっているんですね、地方自治法では。つまり準備委員会のときの報酬等の予算措置があつたんですけれども、裏を返せば条例改正に伴うものと同じなんだよね。それを見越してやるんですから。そのときも同時のこの準備委員会を設置したとき、もう既にこのような条例制定、改正す

べきであったと思いますが、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

佐藤善一議員が言うのはご理解できます。ただ、この条例改正を先にとということで、まず決めてから事を進めたほうがよかったのではないかというご意見でございますけれども、まず条例改正には一番最初にやっぱり名前が出てきます。その設置条例、仮称統合中学校でもよろしいでしょうけれども、その決める期間がやっぱり準備委員会なり何なりの期間が欲しいと思って準備委員会を設置して、それで検討を進めたという考えでございます。どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。15番米木正二君。

○15番（米木正二君） 4番議員と同様の質疑でありますけれども、名称でありますけれども、先般の全員協議会の中でも私も提言をさせていただいたところであります。それで4番議員の質疑に対して、教育総務課長はこの仮称の名称を3月定例議会そのまま仮称を取って上程したいというような答弁をされました。それであれば、なぜ今回仮称としたんですか。仮称にしないで出したほうがよかったんじゃないですか。議会運営を通すために、非常に私は姑息な手段だと思いますよ。堂々と仮称を取って上程をして、それで議決をもらえばいいんじゃないですか。

私が言いたいのは、この校名の募集をしたわけでしょう。その中で児童生徒96人、保護者80人、教職員4人、加美町の住民32人、加美町出身者14人、件数にして226件ですよ。その方々がどういう校名がいいのかなと思って、非常に毎日考えたと思いますよ。保護者も一緒になって。そういう人たちの思いというものを踏みにじるんですか。幾ら準備委員会でこうなったからと言っても、やっぱりそういう人たちの思いというもの、気持ち、やっぱり納得のいく説明をしてもらわないと、まさに町民、本当に不満が募ると思いますよ。せっかく新しい学校をつくろうという矢先に、本当に水を浴びたような感じになるのは、非常に私も残念ですよ。ですから校名について、私が言っているのは、あの鳴峰だけではどこの中学校か分からないから、分かるような。だから加美をつける、頭に加美何々とかつけたほうが良いと言っているんですよ。例えば統合の準備推進本部の中で、選定結果として1番が加美富士中学校だったんですよ。2番目が加美中学校でしょう。8番目に加美明峰、明るい明峰って、加美、加美、加美ってついているんですよ。それから準備委員会の中で、4番目に加美双葉とありました。ですからその中でもやっぱりどこの中学校か分かるように、一目見て分かるようにという思いで、その加

美というのを頭につけたと思いますよ。ですからこれから鳴峰中学校、仮称ですけれども、頑張っって全国的にも宮城県内でも有名になれば、それで一目分かるんですけども、やっぱりそういう分かりやすさということも考えていただきたいと思いますし、この仮称鳴峰中学校、今度新たに表に出るわけですから、やっぱり生徒を初め、保護者、町民の方々の意見を聞いて、それで丁寧にもう1回準備委員会を開催してもらって、こういう意見もあったんだと、どうですかということ投げかけて、検討した結果、まだ出てくるんだったら分かりますよ。検討もしないで今回仮称で出して、今度は統合とか位置が決まって、3月にまた同じ案が出てきたら、私は納得しませんよ。その辺どうですか。やっぱり町長だな。教育総務課長もなかなか答弁もしづらいでしょうから、町長、どう思いますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 教育委員会は独立した組織ですので、機関ですので、当然町としては教育委員会から出てきた答申、これは尊重すると。そのプロセスに瑕疵がある、大きな問題がないということであるならば、それを尊重するというのは我々の基本的な立場だと思っております。皆さん方のいろいろなご心配、ご懸念あるようでありますから、教育委員会においてしっかりとこのことについて、一番は子どもたちだと思うんですね。子どもたちが、これはいい校名だねと言っていたのが一番いいんだろうと思いますから、その辺は教育委員会としてしっかり子どもたちの意見も聞きながら進めていくことが大事なんだろうと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 教育委員会は独立した機関とあるのは分かりますけれども、今、制度が変わって総合教育会議に町長も入っていますよね。総合教育会議。ですから教育委員会ということではないと思うんです。やっぱり町長も入っているわけですから。やっぱり今、町長が言ったように、実際その学校に通う子どもたちの考え方、保護者の方とか、やっぱりそういう人たちの理解を得られれば、私は納得が得られればそれでいいと思いますよ。ですからそういう4番議員も言いましたけれども、広報等で正直にこういう応募もありましたと。しかし準備委員会のほうでこういう校名になりましたとあって、そういう正直にやっぱり報告をする、町民の方々に知らせる、そういったことを検討するということでありましたが、検討するのではなくて、やっぱり応募してくれた人たちに、せめてもの誠意でしょう。やっぱりやるべきだと思いますよ。その辺。それからいろいろな意見を聞く場というのは、どういうふうにしてやるのか、その辺お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

ご心配いただいております。まず広報で周知するというのは、どんな形なるかわかりませんが、取りあえず最初の募集の段階と、あとは推進本部、準備委員会、その段階を踏んで決定した、内容はこうだったというのは、きちっとやっぱり周知したいと思っております。それとあと先ほど味上議員のほうに、絶対変えるわけではないとかという、そういうことではなくて、私の言っているのは、今現在、鳴峰ということになってはいますが、もし変更するのであれば、総合教育会議、教育委員会、準備委員会ということで、まずそちらのほうにだんだんと問いかけていって、協議しなくてははいけませんので、そこら辺の流れが必要だと思っております。検討させてほしいという意味でございました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） ですからやっぱり3月に上程するというのであれば、最低1回は検討すると、その結果こうですよということで上程するんだったらいいけど、このまま何もしないで仮称を取っただけで、3月にはいい、上程しますよということでは納得いかないということですよ。ですからその辺をやっぱりしっかりと受け止めていただいて、検討をしていただきたいと。その上で上程をしていただきたいということです。分かりますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

しっかり受け止めてやらせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですね。その他質疑ございませんか。（（なし」の声あり）
質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず原案に反対者の討論を許可いたします。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） ただいま議題となっております議案第87号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

提案説明におきまして、町長から改正する理由について、種々説明がありました。私も統合の必要性や時代の要請であることは共通した認識を持っており、統合そのものに反対するものではありません。しかし、統合場所を決定するまでのプロセス、進め方に問題があり、反対の態度を表明しているのとあります。

反対理由の主なものを申し上げますと、1つ目は教育はまちづくりの最も重要なテーマであるにもかかわらず、住民説明会においては検討委員会の結果報告とそれに対する理解を求め

ることに終始し、民意を反映させる配慮はありません。その検討委員会では、統合場所を含め、答申の内容を正副委員長と事務局に一任しております。これは多数決で決するという委員会設置条例に違反しております。民主主義を否定するものであります。2つ目は、新設中学校といえども、統合には違いありません。議会でまだ統合場所が決定していない中、統合関連の予算をつけ、統合場所を小野田中学校ありきで準備作業を進めているという、極めて見切り発車事態になっております。しかも検討委員会では、改修費用を求められたにもかかわらず、それを検討の内容に加えず、場所が決まった途端に7億円という改修工事計画を出してくるということは、全く合議制がなく、地方自治の本質から言っても問題であります。

私はまず、議会に統合場所をどこにするのか確認を求め、その後に統合に向けた準備作業と廃校跡地の活用を同時に進めるべきと考えております。そして将来に希望を与える3地区の均衡あるまちづくりを目指す行政執行の一貫した誠実性を貫くことが大事かと思っております。

以上の理由をもって、原案に反対するものであります。同僚議員各位のご賛同をお願い申し上げます。反対討論といたします。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。本件に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数です。よって、議案第87号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動施設）

○議長（早坂忠幸君） 日程第9、議案第88号公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動施設）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第88号公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動施設）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町野外趣味活動施設、通称やくらいハイツの指定管理者として、株式会社やくらいコーポレーションを令和4年4月1日から令和9年3月31日まで5年の期間を指定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。株式会社やくらいコーポレーションは、平成5年7月に特産品の開発、販売により地域の活性化を図ることを目的に設立されました。当初は特産品の開発、販売を行っていましたが、平成7年4月からは町から委託を受け、また、平成26年4月からは指定管理者としてやくらいハイツの管理運営を行ってきました。菓業を訪れる観光客の食事処として定着している施設であり、メインメニューでありますジンギスカンは、ここでしか味わうことのできない独特のたれが特徴で、利用者から好評を得ております。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響から、景気が低迷し、観光入込み客が減少しているにもかかわらず、食べ放題などの魅力的なプランで時代に合わせた食事の提供をするなど、健全経営に努め、安定した経営を維持しております。

このように、これまでの経験と実績を生かし、今後も効率的な施設の管理運営ができるものと判断されます。本施設は令和4年3月31日で指定管理期間が満了となりますが、公募によらない指定管理者の候補者として、引き続き株式会社やくらいコーポレーションをやくらいハイツの指定管理者として指定するものです。11月12日に加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続などに関する条例施行規則により、指定管理者選定委員会を開催し、審議いたしました。提示された申請内容について、条例の定める基準に基づき審査をいたしました結果、株式会社やくらいコーポレーションが引き続き当該施設の指定管理者の候補者として適当であると選定されたため、本議会に提案させていただくものであります。なお、議案資料として、当該施設の概要及び収支計画書を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番三浦です。

町長が先ほど審査をして、意見がなかったと思うということなんですが、この収支計画を見ますと、5か年が収入、支出ともそれぞれ同じ額なんですよね。その辺について、審査の方々に何かそういう関係についてお話はなかったんでしょうか。お聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

この審査につきましては、指定管理者選定委員会という委員会の中で審査をさせていただき

まして、経営計画等々、審査をさせていただきますと、この施設につきましては、指定管理料がない状態で経営ができているという内容でございましたので、各審査員におきまして適切という判断になったということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 総務課長。それ、指定管理料がなしだからということだけなんですか。ということは、これまで多分工事関係とか、その関係がやってきたんじゃないかと思えますよ。それは町の負担、さらには指定管理を受けたところがあると思えますので、指定管理料がなしだからということには、当てはまらないんじゃないかという思いがしているんですが、どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

確かに指定管理料は発生はしないのですがけれども、施設の維持管理をする際の修繕料等々につきましては、一定の金額以上は町の負担で修繕するという事になってございまして、それが協定書の中でそういう形で決めさせていただいているということでございますので、今回はその選定したということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 利用状況についてお伺いします。これまで以前の平成28年から令和2年までの利用者については数字が出ています。ですから今度令和4年から8年でしたっけ。ですよ、5年間。5年間の利用者数の推移というのは把握しているんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

利用者数の見込みでございますけれども、令和2年度2万427人だったわけでございますけれども、大体こういう2万人程度での推移ということで見込みまして、合わせて物品売払収入も3,700万円の売上げという見込みで収支計画で指定管理者のほうから上がってきたところでございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動施設）の採

決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動施設）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区
公民館）

日程第11 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区
公民館）

日程第12 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田
地区公民館）

日程第13 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区
公民館他1施設）

日程第14 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地
区公民館）

○議長（早坂忠幸君） お諮りいたします。日程第10、議案第89号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）、日程第11、議案第90号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）、日程第12、議案第91号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）日程第13、議案第92号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他1施設）、日程第14、議案第93号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）、以上5件はいずれも各地区公民館の指定管理者の指定に関する事なので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第89号から日程第14、議案第93号までを一括議題とすることに決定いたしました。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第89号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）から議案第93号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）までに

つきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本案件は、加美町広原地区公民館の指定管理者として、広原地区コミュニティ推進協議会を、加美町鳴瀬地区公民館の指定管理者として、鳴瀬地区コミュニティ推進協議会を、加美町小野田地区公民館の指定管理者として、加美町西部地区コミュニティ推進協議会を、加美町鹿原地区公民館及び加美町防雪センターの指定管理者として、鹿原地区コミュニティ推進協議会を、加美町賀美石地区公民館の指定管理者として、賀美石地区コミュニティ推進協議会を、それぞれ令和4年4月1日から令和7年3月31日まで3年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

当該5地区の公民館につきましては、地域住民の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことで、人づくり、まちづくりを総合的に推進し、地域活動の拠点となる施設として、中新田、宮崎地区は平成22年4月から、小野田地区は平成23年4月から指定管理制度を導入し、各地区のコミュニティ推進協議会が指定管理者となり、地域活動の拠点としてその役割を担っていただいているところです。指定管理者の選定につきましては、前議案と同様に、11月12日に加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則により、指定管理者選定委員会を開催し、審議いたしました。提出されました申請内容について、条例の定める基準に基づき審査をいたしました結果、現在指定管理者として指定しているそれぞれのコミュニティ推進協議会を指定管理者の候補者として適当であると選定されたため、本議会にご提案させていただくものであります。なお、議案資料として各施設の概要及び収支計画書を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第89号公の施設の指定管理者の指

定について（加美町広原地区公民館）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第90号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他1施設）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第92号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他1施設）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第93号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町総合体育館他7施設）

○議長（早坂忠幸君） 日程第15、議案第94号公の施設の指定管理者の指定について（加美町総合体育館他7施設）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第94号公の施設の指定管理者の指定について（加美町総合体育館他7施設）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町総合体育館ほか7つの体育施設等の指定管理者として、株式会社オーエンスを令和4年4月1日から令和9年3月31日まで、5年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本施設は、令和4年3月31日で指定期間が満了となりますことから、去る10月1日から11月5日までを申込期間として公募を実施いたしましたところ、株式会社オーエンス1社より応募がありました。株式会社オーエンスは、全国で83件、234施設の指定管理者となっている実績があり、本施設においては平成21年4月から指定管理者として加美町体育施設等の維持管理業務や社会体育事業等を実施しております。指定管理者の選定につきましては、前議案と同様に、11月12日に加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則により、指定管理者選定委員会を開催し、審議をいたしました。提案されました申請内容について、条例の定める基準に基づき審査をいたしました結果、株式会社オーエンスが引き続き当該施設の指定管理者の候補者として適当であると選定されたため、本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案資料として、当該施設の概要及び収支計画書等を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 11番。この件に関して要望があります。これはこれまで指定管理を受けてきたオーエンスでも多分同じことを思っていると思います。と申しますのは、陶芸の里スポーツ公園の県道沿いに生け垣があります。大分枯れています。見た感じどうもすっきりしません。そこに植栽するなり、何らか工夫をしていただきたいと思います。そうすることによって指定管理を受ける団体や、利用される方、印象が大分違ってくると思います。どうかぜひ来年度取り組んでいただきたいと思います。要望です。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） 生涯学習課長、スポーツ推進室長の浅野でございます。

今、ご要望がありました陶芸の里スポーツ公園の沿道沿いに生け垣がありまして、半分以上枯れているというような状況になっております。これは以前、修繕等を一度見積もりを取らせていただいた経緯がございますが、なかなか高額な状況でございまして、今まで見送っていたというような状況になっております。このご要望いただきましたことにつきましては、今回オーエンスさんに一応ご相談等申し上げまして、今後苗木とかそういう方法で植栽をして、数年かけて生け垣を造っていくというような方法も取りたいと考えておりますので、まずもって今回検討させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 確認をさせてください。加美町小野田東部体育館、こちらいつまででしたか、ちょっと廃止になるんだったと思うんですが、この指定期間内にかかるのかかからないのか。

それからもう1点、その下の加美町中新田小体育館、私たち剣道で使っているところなんです。私たちは小体育館、小体育館と呼んでおります。これで十分通じるんですが、分からない方は中新田小体育館と言うと、中新田小学校の体育館に行かれる方が何人かいらっしゃいます。ここの名称について検討する余地はないかどうか。よろしく願いします。

○議長（早坂忠幸君） スポーツ推進室長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） スポーツ推進室長です。

今の東部体育館のほうにつきましては、令和4年度のまず3月、令和5年の3月をもって一応廃止ということで、小野田地区の区長さんたちにはお示しはしております。それでそれに伴いまして、コミュニティセンターにつきましては、もう今年度で廃止をさせていただくということで、一応説明会等を実施しまして、もう地区の方々には、利用者の方には廃止をすることでお知らせをさせていただいております。

あと小体育館でございますが、一応ご要望があったように、私も小体育館で通じるとは思っ
てはいたんですけども、今、そういうふうに言われますと、なるほどということで思いましたので、まずもってちょっとこれも検討させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） そうしますと、その東部体育館はこの指定期間内に途中でなくなるということになりますが、指定管理料には何ら影響ないのでしょうか。それが1点と、それから合併以来新庁舎建設計画に武道館というのがあったんですが、今、もうなくなっております。なくなったと思えます。中新田小体育館が勘違いされるのであれば、例えば中新田武道館など

というのはどうか。ご検討をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） スポーツ推進室長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） スポーツ推進室長です。

東部体育館につきましては、3月で廃止ということはオーエンスさんに指定管理を受けていただく仕様書には、廃止するよということで、1年間だけの管理ということでお願いをしています。

あと武道館につきましては、ちょっと私どもも要望というか、ご意見ということで受け取らせていただきたいと思います。以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号公の施設の指定管理者の指定について（加美町総合体育館他7施設）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第94号公の施設の指定管理者の指定について（加美町総合体育館他7施設）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。4時まで。

午後3時42分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第16 議案第95号 物品購入契約の締結について（加美町新中新田公民館用管理備品購入）

○議長（早坂忠幸君） 日程第16、議案第95号物品購入契約の締結について（加美町新中新田公民館用管理備品購入）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第95号物品購入契約の締結について（加美町新中新田公民館用管理

備品購入)についてご説明申し上げます。

本案件は、新築される中新田公民館の管理用備品を購入するための物品購入契約の締結であります。11月26日、5社を指名して指名競争入札を行いましたところ、株式会社中文が1,280万円で落札したので、同社代表取締役中島章宏と物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、納入期限は令和4年3月31日としております。議案資料に指名競争入札に関する調書等を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 現在使っている公民館でテーブル、イス等がございますけれども、これの用途についてはどうなるのか。新しい公民館に使えるものは移設するものなのか。それから完成後の供用開始になってからの常駐職員の人数についてはどの程度を想定しているのか、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

旧公民館で使われていた備品等がございますが、まずもって新公民館に必要な物があるのであれば、一応そちらに移したいなど。でも簡易用テーブルとかかなり使いこなされていた備品等がございます。こちらにつきましては、地区公民館とかそういう施設で使いたいなどというご意見も多々寄せられておりますので、そちらのほうに必要であれば移したいなど、やりたいなどとは考えております。

あと（「職員の人数」の声あり）警備員さんというか常駐する方でございますけれども、（「新しい公民館の職員の人数」の声あり）まだそこまでは、人数的には決めておりません。今の段階でそのまま。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長でございます。

新しい公民館の職員数でございますが、今のところは現公民館の職員数になろうかと考えておりますが、職員数全体で町の職員の数が少なくなっておりますので、どういった方法で適切に管理ができるか、事業運営できるかということは少し検討しなくてはいけないのかなと考

えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 職員数については、今の公民館、2階建てでありますけれども、入り口がそんなに広くありませんで、事務室からどなたが入ってきたかというのを大体把握できると思います。ですから今回平屋ですので、玄関も大分広いようですので、この頃工事用の塀が取られて全容が見えるようになってきましたので、その辺を考慮しながら職員の配置を考えていただきたいと思います。

今の公民館で使用しているテーブルとかイスなんですけれども、これは要望になりますが、中新田体育館のほうにも移動してほしい。というのは我々主催で大会なども開くことがあります。去年、今年と大会ができなかったんですが、コロナの影響で。会場、アリーナに置く、コートに置く審判席であったりとか、掲示係のテーブルとかイスとか、その競技によっていろいろ使う数は限られてくると思うんですが、絶対数足りないところがありますので、中新田体育館のほうにもイスとかテーブルを移していただきたい、これは要望でございます。検討してください。

○議長（早坂忠幸君） 答弁は要らないですね。（「はい」の声あり）その他質疑ございませんか。2番佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 2番佐々木弘毅です。

これも要望なんですけど、過日、私が一般質問した文化会館の管理運営ということにも絡んでくる話なのですが、行政職が住民が常に行き交う、交流する住民を対象にサービスをする現場の職員の皆さんのきちとした配置と、それともう1つお願いしたいのは接遇なんです。接遇。要はサービスをする、住民にサービスを提供する中で、一番の大事なところは、私は接遇がまず大事だろうと。例えば指定管理を受けるところの人たちは、この接遇についてはきちっと教育、訓練されています。ところが行政職というのは、なかなか研修、訓練を受ける場所がありません。例えば住民が来たら、こんにちは、いらっしゃいませ、どんなご用件ですか。明るい笑顔でこれをしなければいけない。これが私は住民に対する最高の、まず最初のサービスだろうと思います。ですから、その辺を少し町長さん、考えていただいて、そして担当課長もぜひ進めていただければと要望をします。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

ただいまのご意見でありますけれども、これは公民館に限ったことではありません。役場全

体の問題だと認識をしております。今後も町民に対しての挨拶を含めた接遇については、きちんと研修も踏まえて教育してまいりたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号物品購入契約の締結について（加美町新中新田公民館用管理備品購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号物品購入契約の締結について（加美町新中新田公民館用管理備品購入）は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第96号 定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（早坂忠幸君） 日程第17、議案第96号定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第96号定住自立圏の形成に関する協定の変更についてご説明申し上げます。

定住自立圏構想については、地方の人口減少と少子高齢化が進む中、地方の自治体が連携して、圏域の生活基盤を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成することを目的として、平成20年12月に制定されたものです。大崎圏域につきましては、中心市である大崎市と加美町、色麻町、涌谷町、美里町の4町が平成20年度にそれぞれ協定を締結し、協定に基づき推進する具体的な取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定しております。また、中心市である大崎市に置いて、この協定に基づき推進する具体的な取組を記載した第2次定住自立圏共生ビジョンを策定し、1市4町で連携して第2次定住自立圏共生ビジョンに取り組んでおります。

現在、平成29年度に策定した第2次定住自立圏共生ビジョンに取り組んでおりますが、令和3年度で5年間の計画期間が終了することから、令和4年度から実施する事業の内容に基づき、定住自立圏の形成に関する協定を変更するものです。変更につきましては、加美町議会の議決事件に関する条例第2条第1項第2号及び定住自立圏の形成に関する協定第5条の規定により、

議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号定住自立圏の形成に関する協定の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号定住自立圏の形成に関する協定の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第97号 令和3年度加美町一般会計補正予算（第10号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第18、議案第97号令和3年度加美町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第97号令和3年度加美町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ4億7,924万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ148億6,860万8,000円とする補正予算と債務負担行為の追加及び地方債の変更を行うものであります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、新たに加美町名産品・特産品事業者支援事業など4事業を追加するほか、既定予算の整理を行い、事業費で2,073万7,000円を追加しております。

また、11月19日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円をプッシュ型で給付する給付金事業を追加するほか、要件を満たす18歳以下の子育て世帯について、子ども1人当たり5万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金事業を追加し、緊急経済対策事業費総額で3億6,132万6,000円を増額しております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、医療従事者及び高齢者の3回目接

種のほか、5歳から11歳までの児童を対象としたワクチン接種に向け、関連予算を追加しております。

歳入の主なものについては、国庫支出金として、住民税非課税世帯に対する給付金事業費補助金2億1,000万円増、子育て世帯への臨時特別給付金事業費交付金1億5,000万円増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,969万7,000円増、県支出金として新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金1,400万円増、給付金としてふるさと応援基金寄附金5,500万円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費ではふるさと応援基金積立金5,647万4,000万円増、新型コロナウイルス感染拡大防止対策応援金1,980万円減、地域雇用継続協力金1,460万円増、名産品・特産品事業者支援金1,940万円増、民生費では住民税非課税世帯に対する給付金2億1,000万円増、子育て世帯への臨時特別給付金1億5,000万円増、衛生費ではワクチン接種業務委託料946万5,000円増などのほか、人件費の組替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 何点か質問いたします。

17ページ、補助金ですね、住民税非課税世帯に対する給付金、それから子育て世帯への臨時特別給付金、それぞれ2億1,000万円と1億5,000万円についてなんですが、先ほど町長からも説明がありましたけれども、これ、今、国でその給付方法、現金で5万円なのかクーポンで5万円なのかという議論をされているものを、町としては先行して支給するという考え方でよろしいのでしょうか。まずこの1点お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

今回補正、1億5,000万円につきましては、コロナの対策で影響を受けている子育て世帯を支援するため、お子さん1人当たり5万円を臨時給付金として支給するものでございます。この給付金、18歳以下の児童について10万円相当ということで連日報道されておりますが、今回の給付金については、そのうちの5万円について先行的に現金給付する分ということで、テレビ報道されております分は残りの5万円相当についてのことでございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） それで2億1,000万円については、じゃあこの1回分はなしにしてく

ださい、すみません。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。申し訳ありません、遅くなりました。

2億1,000万円につきましては、非課税世帯2,100世帯に向けて10万円を1回で交付する予定になっております。現金交付で、プッシュ型で交付するということです。よろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 分かりました。そこでこの非課税世帯と子育て世帯が重複している件数というのはどれくらいあるのか。また、その非課税世帯の中の割合というんですかね、高齢者世帯がどのくらいいるのか、あるいは母子家庭、父子家庭はどれくらいあったりとか、追加でこの後補正でも出てくるんですけれども、この辺この非課税世帯と子育て世帯が重複する、あるいは今回受験生を持つという家庭にということで、後から出てくる補正もそうなんですけど、どのくらいのこの割合があるのか、お示してください。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 申し訳ございません、重複している部分についてはデータを持ち合わせておりません。ただ、今回の給付金の趣旨としまして、速やかにいち早く給付するという趣旨だと理解しております。児童手当を現在支給しているシステムを使っての臨時的な、急いで支給するというところでございます。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

高齢者世帯、この内数ということでは把握しておりませんで、申し訳ありませんが、独り暮らし、2人世帯、3人世帯の高齢者ですと2,392世帯ということになりますので、このうちの2,000世帯に非課税世帯とだぶる世帯はかなりいるかとは思ひております。ただ、実際この中にどのくらいということまでは、把握しておりませんです。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） この時期、これだけの給付金をいただけるのは非常にそういった世帯については助かるものだと思ひております。この後の追加の一般会計の補正についても、本当は今日、質問しようと思ひておりましたので、各自治体でもそれぞれ貧困世帯であったり、そういったところにこの高騰する今、原油高で灯油代が大変だということで、これも含めて支給されるということで、非常によろしいと思ひております。その中で、これはちょ

っと違うのかな。今日の新聞で涌谷町で農家に対する原油の応援金みたいなものも出ておりましたけれども、町ではそちらのほうは考えていないのかどうか。農家に対する原油の支援金みたいなものは考えておりませんか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

農業関係のほうにつきましては、ただいま隣の色麻町であったり、あと農協さんともちよつとその辺の支援について協議しているところがございます、もう少しちよつと状況を確認させていただいてからと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 15ページの新型コロナウイルス感染症対策費の中の住民事業者等への支援事業として、名産品・特産品事業者支援金が計上されていますが、これは具体的にどういった名産品・特産品で、事業者はどれくらい対象としてあるのかということをお伺いします。

それからちよつとコロナのワクチン接種の件なんです、済んでしまったかと思うんですけども、受験を控えてまたそういった話題が出てきています。10歳以下とかの個別接種の状況がお分かりでしたら、お知らせください。

それから今後またオミクロン対象の3回接種のことが話題になっておりますが、その3回接種の対象者の見込み数というのはどう捉えていらっしゃるのか、これもまたお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

まず1点目の名産品・特産品事業者支援金についてお答えさせていただきます。この支援金につきましては、新型コロナウイルスの影響で売上げが落ちた町内で名産品・特産品を製造、精算、製造販売している事業者の方に対して、事業を継続していただくために、今回支援金を支給するものでございます。具体的にどういった事業者さんがいるかということでございますけれども、まずは国なり県の認定とかを受けた工芸品、それから町内の酒蔵さんであったり、あとはお菓子屋さんであったりとか、そういった事業者さんを想定しておりまして、今のところ産業振興課としては38の事業者さんを想定しています。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

まずご質問の10歳以下ということなんです、接種対象になっておりませんので。12歳以上の、10代のということであれば、ちよつと手持ちの資料、最新のを持ってきていませんでした

が、8割ぐらいもう接種している状況です。

3回目の接種対象者ということですが、今現在の対象者が18歳以上になっておりますので、約1万7,000から1万7,500人ぐらいを想定しております。今後どの程度下がってくるかというのがありますが、現在はその人数ということです。以上です。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 15ページです。今、8番議員が質問したその上下の項目なのですが、まず名産品・特産品の上の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策応援金の減額補正並びに地域雇用継続協力金で、その下のコロナに強い地域づくりの各項目について、その概要と、それをちょっとそれぞれご説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

ここの項目のまずは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策応援金についてでございますけれども、この応援金につきましては、町内の店舗などでコロナ感染防止対策に取り組む店舗さんを応援しましょうということで、1店舗当たり10万円を支給させていただいたものでございます。この応援金につきましては、当初、町内400店舗を見込んで1店舗当たり10万円ということで4,000万円予算化させていただきました。実際、支給するに当たりまして、受付を開始しましたところ、202店舗からの申請ということで、今回1,980万円の減額とさせていただきました。

続きまして、地域雇用継続協力金1,460万円でございますけれども、こちらにつきましては、新型コロナの影響で売上げが落ちました公共施設の指定管理者に対して支給するものでございまして、今年度の社会保険料であったり雇用保険、労働保険、それらの事業主負担分を協力金として交付するものでございます。この協力金につきましては、事前にちょっと町のほうで指定管理者に調査をさせていただきまして、この要件に該当する事業所3事業者ほどあったんですが、1社辞退ということで、今回は加美町振興公社が1,408万円、あとやくらいWALLの指定管理者であるFARST ASCENT JAPAN、こちらのほうが52万円ということで、1,460万円をお願いしたところでございます。

あと名産品・特産品事業者支援金はいいですか。以上でございます。観光ビジョン。すみません、観光ビジョンの策定業務委託料200万円の減額でございますけれども、こちらにつきましては、今年度観光ビジョンを策定するというので、500万円ほど計上させていただきました。業者選定するに当たりましては、公募型プロポーザルで事業者を募集しまして、3社から

応募がありました。今回、3社から1社に決定いたしまして、契約金額が298万8,000円ということで、その残額を200万円ほど減額させていただくものでございます。

あと研修バスラッピング業務委託でございますけれども、こちらにつきましては、先にもう補正を認めていただきましたけれども、ぼのぼのを活用したにぎわい創出事業の一環といたしまして、町の研修バス2台にぼのぼののキャラクターを使って、ラッピングをいたしまして、町内外へこのぼのぼのの作者であるいがらしみきお先生のふるさとであるということをしてPRするために、今回このラッピングをさせていただくものでございます。私からは以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

もう1つ残ってございます地域経済循環分析業務委託料の追加の200万円の計上につきましてご説明をさせていただきます。こちらの事業につきましては、先の臨時会で一度250万円ほどの加美町版の産業連関表、こちらの作成業務の委託料につきましてお認めをいただき、現在その分析を進めているところでございます。現在、この加美町版の産業連関表を作成していく上で、それぞれの各業務間のつながり、あるいはお金の流れ、そういったところの見える化をするために、それぞれ調査を進めております。ある程度こちらの母体となります連関表の作成ができた中で、今回観光ビジョン、今、町で作成を進めておりますけれども、そちらの観光に関します分野の地域循環、それを調べさせていただいて、稼げる観光、そういったところへ転換を図るための材料とするために、今回追加で200万円ほど減額した分を産業連関表のほうに計上させていただきまして、お金の流れ、資金の流れ、そういったものがどこまで地域で循環し、もしその地域循環から外れて町外に流出しているところがあるようであれば、そこをどのように歯止めをかけるか、そういったところの調査に使わせていただければということで計上させていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（早坂忠幸君） まだありますか。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） すみません、一番下でございます補助金のポストコロナ地方移住推進施設の整備補助金、こちらにつきましては、ケイテックさんで保有をしております社員寮ですね、そちらの社員寮に関しまして、音楽技能修得施設の管理をしていただいております国立音楽院、そちらに譲渡していただく予定でございます。こちらにつきましては、今現在、ケイテックさんで1棟20戸建ての寮を4棟保有しておりますけれども、そのうちの2棟、部屋数にしますと39戸、39部屋ある2棟につきまして、国立音楽院で取得をしていただき

まして、そちらの施設を地方移住を促進するための拠点として、町でも活用させていただく。もちろん国立音楽院の宮城キャンパスの寮という形になりますので、若者の地方移住を推進する施設という形で活用させていただく予定になってございます。そうした際に、そちらを地方移住の拠点として活用させていただくに当たり、そちらの施設につきまして、外壁等々の改修をさせていただく。1棟当たり現在600万円ほどということで、2棟合わせて1,200万円ほどの改修費用が見込まれてございます。そちらを地方移住の拠点として活用させていただくために、コロナの交付金を充当させていただいて、2分の1を上限としまして600万円ですちらの改修費のほうに充当させていただきたい考えでございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） いろいろご丁寧ありがとうございます。この字面だけ見ていると何のことかさっぱり分からないんだけど、中身をお聞きするとなるほどなということで、なるほどなのなるほどでもないのがありますけれども、そこで新型コロナウイルスの感染対策をもって1,980万円の減額補正、当初は400店舗でもって10万円の云々ということで計画されたものが実際には202店舗だったということで、この実際の数字から見てどういう状況だったのかなど。本当はもっと大変なのに申請がなかったとか、該当しなかったとか、いろいろな理由があると思うんですが、その中身ですね。それについてどうかということがまず1点。

次に、地域雇用継続協力金、これ3つの指定管理を受けている業者に対して公の、これ公租、公課の部分だと思うんですが、指定管理料というのは、当初そういう部分も含めて契約するのではないのかなということなんです。そこに働く従業員の皆さんとかの給料の部分とか、そういったことも含めた契約ではなかったのかどうか、そこら辺の確認。

さらに、あとそのほかのバスラッピング等々は分かりました。

あとポストコロナのケイテックの寮の改修だということなんです。これはこの間の契約に基づいて半額をとということで、国立音楽院との契約でその内容から1,200万円かかるんだけど、当面これでもって600万円と。これがポストコロナかどうかというのはやっぱりちょっといろいろ問題があるんですけど、そこでもってかけたにしても、将来、その当初の600万円がもっといろいろやったらあっちこっち、今度水道が壊れているの、天井が抜けているの、地盤が下がるのとか、いろいろな補修とか何かというようなことで、さらにお問い合わせをしますというようなことで、その契約が生きるとすれば半額だと、今は600万円なんです。もっと出ましたよということで、それを補填するとか、そういうこともあり得るのかどうか、その今までの質問に、2回目ですね、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

まず1点目の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策応援金、これが当初の400に対して202の実績であったということでございますけれども、今回、この400という数字につきましては、令和元年の経済センサスであったり、あと昨年度実施いたしました緊急対策事業支援金というものの、こちらを参考にまず400件といたしました。

町といたしまして、この応援金の募集を受けるに当たりまして、まず広報紙で情報発信いたしました。広報紙では5月号、6月号、8月号に掲載して、申請を呼びかけました。あと町のホームページ、あとそれから商工会の会報にもチラシを挟めさせていただいて、一緒に配っていただきました。あと8月の末時点で申請のなかった方に対しても申請がまだですよという通知は出させていただきました。

ですが202件だったんですが、今回のこの応援金の要件といたしましては売上げが5%減少したというのが1つ要件がございます。これがクリアできなかった事業者さんがいるのかなど。あとそれから要件のもう1つに、宮城県のコロナ対策実施中というポスターを取得してくださいという要件もありました。この取得ができなかった事業者さんがいるのかなど。あと事業を廃止したり、あとは高齢などで申請手続きが面倒だとか、そういった方がいらっしまったのかなど推察しております。

2点目の地域雇用継続協力金なんですが、これはその指定管理料にそういった含まれているんじゃないかということでございましたが、今回のこの事業につきましては、まず要件として今年の4月から9月までのいずれかの1か月で、前年もしくは前々年より同月比で20%以上その売上げが減少していることという要件を加えておりまして、まず対象が収入が減少した指定管理者さんとまず限定させていただいて、そういった収入が減少したことで社会保険料であったり雇用保険であったり、そういう事業主負担分が大変だろうということで、今回協力金として負担させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

こちらのケイテックさんの寮を取得させていただいて、国立音楽院が寮として活用させていただくと。確かにこちらの内容につきましては、平成27年12月に町と国立音楽院さんで結ばせていただきました協定事項ですとか覚書、そちらに伴う支援措置という面も確かにございます。そちらにつきましては、覚書を結ばせていただいたときの内容につきましては、寮等を建設す

る、その建設をするときに町のほうでも支援をいただきたいという内容でございました。今回につきましても、新たに建設という形ではございませんが、取得をしていただく、それで新たに国立音楽院で財産を取得していただいて、それを地方移住のために活用していただくという内容になってございますので、町では基本的にその初期投資の部分、そういったところでサポートをさせていただきたいと。その後の維持管理費につきましては、もちろん学院生さんがそちらの寮に入らせていただいて、利用料金を徴収していただく形になりますので、それをもって改修等々に充てていただく、そういった形で考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 今度最後だね。その内容は理解できました。それでここでちょっとお聞きしたいのが、地方雇用継続協力金なんですけれども、これ町の指定管理を受けている業者の方が3件あってどうだという問いかけをしたら、1社はいいですよと。残りの2社がお願いしたいという回答があって、それでもって1,460万円ということで、その保険料の補填だというふうに理解しましたんですが、これ当初指定管理を受ける受けないにかかわらず、そういう企業体というんですか、それは県とか国の補助金申請等々はやられていないとか、やれないものなんですかね。そこら辺でもって。

それで今、指定管理を受けている業者だということなんですが、加美町に今、その社会保険料を納めなければいけない法的義務を負っている事業者が、今日現在、今ですよ、登記でもって570社あるんですよ。加美町の会社を持っている人で、社会保険料を納めなければならない人が。それでちょっとその保険料が足りないので頼むということは、町にはできないにしても、逆に町は指定管理をしているその事業体なので補助金を出しますよということで1,460万円を出すということなんですが、そこら辺の考え方って果たして、もしもそれで足りなかったらほかの業者、ほかの業者、ほかの業者ということで、だんだんだんだん増えていって、ずっと出さなければいけなくなるということになりませんかね。

それで今年1年間というか、当初、その年に1回算定基礎というのをやって、あなたは幾らの給料でという給料の月額報酬が決定されて決まるわけですよ。そこでもって保険料が幾らですよということになるんですが、それと今度の売上げの問題等々でのそのバランスが非常に崩れたのでどうしようもないから補填するということで、交付金を持ち出すということだと思うんですけども、そこら辺の考え方ってどういうことだからちょっと。私も事業者として保険料をなかなか払えないで大変なんですけど、町にくださいということをお願いしたら出るのかど

うかということで、それも含めてお聞きしたいんですが。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

まず1点目のコロナ関連の交付金、国、県の交付金、指定管理者も申請することができまして、例えば持続化給付金、昨年ありましたが、そういったものも振興公社などは申請しております。

もう1つの今回指定管理者に限定しているという部分においてですけれども、一般の事業者さんまで対象にできればいいところではございますが、限られた財源の中で、今回は公共施設を担っている事業者ということで、何とかご理解をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 住民税非課税世帯に対する給付金と子育て世帯の臨時給付金の給付日、いつになる予定なのかを。

それからコロナワクチンの第3回目の接種計画の、どのような今、準備状況なのかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） それでは子育て支援室長から子育て世帯の臨時給付金のスケジュールでございます。本日この議会で予算をお認めいただきましたなら、本日付で対象者、児童手当の受給対象者等に通知をいたします。支給については今月の21日に振り込む予定です。そのほかの高校生等につきましては、今月の20日に通知をいたしまして、毎月10日まで申請をいただいた分について、月末に振り込むという予定です。3月31日までその高校生等についてはそういうスケジュールで行かせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

住民税非課税世帯に対する給付金ですが、口座が分かっている方につきましては、今年中の給付ということで、今、進めております。

あとコロナワクチンの進捗具合ということですが、現在、まだ医師会と調整中でありまして、医療従事者に関しては接種券を先月末に郵送しております。ただ、こちらの方はほぼ大崎市民病院で勤務されている方ですので、加美町から直接ワクチンを供給するということではなく、市民病院で接種されているという状況です。その後の集団接種等につきましては、現在、まず

国が示しています8か月を経過して以上ということで、期間もちょうど冬期間ということもありますので、その辺医師会と今、調整して日程を組んでいるところです。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 国は前倒しと、できるところはやってもいいみたいな情報もありますけれども、この辺前倒しでの8か月前の接種とか、あと今、加美町にこれから供給されるんだと思いますけれども、以前に供給された分が残っている分というか、在庫量とかというのはあるんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長、お答えします。

まず、国が示しておりますいろいろマスコミで言われています前倒しについてなんです、現在のところは、あくまでも2回目接種後8か月以上経過した者ということになっております。6か月に短縮する場合というのが、その地域でクラスター等が発生して、緊急を要するというのであれば、話としては国のほうに相談の上という内容でして、その相談がどのような形なのかははっきり分からないんですが、そういったことで基本的には、基本というか原則はあくまでも8か月以上というふうに現在はなっております。

すみません、もう1つが、（「在庫」の声あり）すみません。ワクチンの在庫につきましてですが、まず2回目接種までの分はほぼ使用した状態になっておりまして、3回目分としまして2箱2,340人分、2,340回分ですね、は現在供給されております。今後どのようになるかというのもまだ国のほうから直接は示されていないんですが、ただ今現在、1回目2回目の接種のときのファイザーが中心、市町村が中心だったんですが、そのときにファイザー9に対してモデルナ1だったんですが、現在の供給、決まった分については、ファイザーが6、モデルナ4ということで、モデルナも使用できるかとか、モデルナ使用についても検討するよという話も出ておりますが、モデルナで打ちたがる方がどのくらいいるかという問題もありますし、あとそのためのファイザーとモデルナでは、ファイザーは薄めて使いますが、モデルナは薄めないとか、1回目と2回目とファイザーは同じなんですが、モデルナは3回目の接種のワクチンの量が違うとか、いろいろ問題がありまして、できればファイザーを中心にやりたいとはこちらでは考えておりまして、ただ供給については現在示されて、3月分ぐらいまではその割合ということで、それ以降、4月以降のものについてはまだどのくらいの割合になるかというのははっきり示されていない、そういう状況です。以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） すみません、時間があれなので、

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君、ちょっと待ってください。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。失礼しました。

○9番（木村哲夫君） 大変申し訳ありません。時間が押しているのに。

2点だけ、18ページ上から3つ目の補助金、放課後児童クラブ運営費673万4,000円、この内容と24ページの教育総務費事務局費の中の過年度認定こども園等研修支援事業費補助金返還金17万6,000円、この内容をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

こちらは民間の児童クラブ、現在、小鳩幼稚園さんですが、小鳩アフタースクールということでの運営費補助でございます。民間の事業者さんが児童クラブを開設する際、市町村のほうに開始の届けというものが必要になります。それで申請のタイミングが今年度に入ってからということで、それから国の補助金の所要額の決定が9月でしたので、この時期に補助金ということになりました。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

平成29年、30年度にこども園の研修会をやっております。ただ、県の補助金をもらってですけども、その中に事務局職員と小中学校の教員も入っていたということで、それはちょっと対象外だということが発覚いたしまして、今回、平成29年、30年の2か年度分を返還するものでございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

町長。

○町長（猪股洋文君） 私からちょっと終わる前に一つお話ししていきます。先ほど指定管理施設に対する補助でございますが、指定管理者とは町は契約を結んでおります。契約の中で不可抗力でもって指定管理が困難になった場合、当然これは町が財政負担をすること、支援することになっております。ですから本来なら一般財源を使って財政支援するということになるのでありますけれども、今回、コロナ臨時交付金という財源がありますので、この財源を使って財政支援するという意味で、社会保険料等に相当する額を支給するというところでございますので、あくまでも公の施設を管理、お願いしております指定管理者を対象にしたものであるということをご理解いただきたいと思います。以上、よろしく願いします。

○議長（早坂忠幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号令和3年度加美町一般会計補正予算（第10号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号令和3年度加美町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第98号 令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第19、議案第98号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第98号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2億2,274万円を追加額し、歳入歳出それぞれ27億4,523万9,000円とする補正予算と債務負担行為の追加を行うものであります。

歳入の主なものについては、県支出金として、普通交付税一般被保険者療養給付費1億9,800万円増、普通交付金一般被保険者高額療養費2,000万円増などであります。

歳出の主なものについては、保険給付費で一般被保険者療養給付費診療報酬支払い分2億円増、一般被保険者高額療養費2,000万円増などのほか、職員人件費を増額し、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決

を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第98号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第99号 令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（早坂忠幸君） 日程第20、議案第99号令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第99号令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1,135万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億4,535万7,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として、保険者機能強化推進交付金486万9,000円増、介護保険保険者努力支援交付金439万5,000円増、介護保険システム改修補助金144万円増などであります。

歳出については、一般管理費において介護保険システム改修に関する財源変更を行うほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第99号令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第99号令和3年度加美町介護保険

特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第100号 令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算
（第2号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第21、議案第100号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第100号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出それぞれ1,401万9,000円とする補正予算であります。

歳入については、一般会計繰入金を追加し、歳出については職員人件費の増額などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第100号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第101号 令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第22、議案第101号令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第101号令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ41万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億2,127万円とする補正予算と債務負担行為の追加を行うものであります。

歳入については、分担金及び負担金として公共下水道事業受益者負担金分担金と下水道事業受益者負担金をそれぞれ増額します。

歳出については、一般管理費で消費税を増額するほか、下水道建設費で工事請負費の増額などを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第101号令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第101号令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第102号 令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第23、議案第102号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第102号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ23万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,584万6,000円

とする補正予算であります。

歳入については、諸収入として前年度消費税還付金を増額します。

歳出については浄化槽管理費において施設修繕費を、浄化槽建設費で職員人件費をそれぞれ増額するほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第102号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第102号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第103号 令和3年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第24、議案第103号令和3年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第103号令和3年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正については、収益的支出の総額を補正前と同額の5億3,100万円とする補正予算で、収益的支出予算の組替えを行うものであります。

内容は、営業外費用で消費税を400万円増額するほか、予備費で同額を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第103号令和3年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。
お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第103号令和3年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第104号 工事委託に関する協定の締結について

○議長（早坂忠幸君） 日程第25、議案第104号工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第104号工事委託に関する協定の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、令和元年度に策定した加美町下水道ストックマネジメント計画に基づき、中新田浄化センターにおける施設の長寿命化を目的とした改築、更新工事であります。

工事委託を実施するに当たり、日本下水道事業団理事長森岡泰裕と3億7,500万円、期間を令和3年、4年度の2か年で工事委託に関する協定を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び加美町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。なお、議案資料として、工事委託協定の概要、事業費の内訳等を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第104号工事委託に関する協定の締結の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第104号工事委託に関する協定の締結は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第105号 令和3年度加美町一般会計補正予算（第11号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第26、議案第105号令和3年度加美町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第105号令和3年度加美町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

今回、追加議案として、歳出の総額を補正前と同額の148億6,860万8,000円とする補正予算を上程させていただきました。

内容につきましては、原油価格高騰に伴う緊急対策事業として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に、原油高対策助成事業を追加するものです。支援内容は、生活困窮者支援として、住民税非課税世帯と高校受験などを控えた町内中学3年生に1万円を助成するものであります。事業費で2,372万9,000円を計上しております。

財源につきましては、暫定的に一般財源で対応することとし、予備費を組み替えておりますが、国の第1次補正予算により、追加配分が見込まれる新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金や、臨時交付金事業の完了による予算整理などを踏まえ、今後の予算補正で財源の組換えを想定しております。今回の事業につきましては、当初、国の財政措置や県の支援策の全容を把握してからの予算措置と考えておりましたが、対象者のお手元に届く時期などを考慮し、追加で補正予算を編成したものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） この助成金について、支給方法についてまずお伺いします。

現金給付でしょうか。あるいはクーポン的なもので給付するのか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

現金で給付ということで考えております。よろしくお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番(味上庄一郎君) 原油高については、やはり地元業者にも恩恵が行くような、本来はそういったことも考えて支給をするべきではなかったのかなと思うんですが、この点についてクーポンとかであれば町内の業者を使うことができるということも思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長(早坂忠幸君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(大場利之君) 保健福祉課長、お答えします。

クーポンについても検討しましたが、灯油券などのクーポンを発行するとなると、多額の経費や労力が必要となるほか、あと支援が届くまでに時間がかかってしまうということもあります。また、現在オール電化でされている家庭というのにもかなりの数がありまして、そこが対象から漏れてしまうということもありますので、支援がその部分で限定的になるのかなということもありましたので、今回現金でということで、迅速にということと幅広くということで、現金ということで考えさせていただきました。以上です。

○議長(早坂忠幸君) その他ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第105号令和3年度加美町一般会計補正予算(第11号)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第105号令和3年度加美町一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議発第3号 加美町議会会議規則の一部改正について

○議長(早坂忠幸君) 日程第27、議発第3号加美町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明をお願いいたします。高橋聡輔君、ご登壇願います。

〔6番 高橋聡輔君 登壇〕

○6番(高橋聡輔君) 議発第3号加美町議会会議規則の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、標準町村議会会議規則改正に伴い、欠席要件の改正と出産に係る欠席期間を新たに

規定するものであります。

内容としましては、議員活動と家庭生活との両立支援策を初め、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席要件を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものです。

以上、提案の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号加美町議会会議規則の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議発第3号加美町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第28 委発第3号 加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第28、委発第3号加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案者の趣旨説明をお願いいたします。総務建設常任委員会委員長味上庄一郎君、ご登壇願います。

〔総務建設常任委員会委員長 味上庄一郎君 登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（味上庄一郎君） 委発第3号加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、加美町の豊かな自然環境や田園環境、美しい景観及び町民の安全安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、制定するものであります。

本条例では、自然環境等に配慮した現在と未来の町民が安全で健康的、文化的な生活を営む

ことができる良好な環境をつくっていくことを目的に、町、事業者、町民の責務や抑制区域、事業計画の届出、住民説明会の実施などについて規定するものです。

現在、環境意識の高まりや東日本大震災を教訓とした国の再生可能エネルギー推進施策により、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電施設は、全国的に設置件数が増加しております。本町においても、現在風力発電施設6事業、太陽光発電施設1事業の計画が環境影響評価法の手続きに基づき進められており、うち風力発電施設は1事業は令和6年度稼働を目指し、現在工事が進められている状況であります。

一方、全国では設備の設置に伴う景観の阻害、大規模な森林伐採による土砂災害や生活環境への影響、風力発電の騒音及び低周波音による健康への影響、動植物の生息環境への影響など、住民から事業者や自治体に不安の声が寄せられる事例も見受けられ、事業者における説明不足が原因となり、住民との間でトラブルが発生しているケースもあります。

再生可能エネルギー発電事業は、脱炭素社会の実現に向けた取組として、大変重要であることは理解しておりますが、現時点で加美町及び周辺に100基を超える風車の設置計画があること、加美町の象徴である薬菜山周辺に大規模な太陽光発電設備の設置計画があることについて、町民からは環境、景観への影響及び健康被害を懸念する声が上がっております。

本年9月定例会の一般質問において、議員から自然や景観、地域住民、災害などに配慮した適正な事業とするために、町において条例を制定すべきではとの質問がなされましたが、執行部からは、国がガイドラインを作成中であり、それが示された時点で検討したいとの回答でありました。しかし、国のガイドラインはいつ示されるかは未定であること、県内においては既に大崎市、栗原市、富谷市、丸森町、川崎町が独自に条例を制定し、住民の不安の払拭に努めていることなどから、我が加美町においても早急に条例制定が必要であると考え、この12月定例会での制定を目標にし、総務建設常任委員会において条例の内容について企画財政課と協議しながら、これまで検討を重ねてまいりました。また、本日議員協議会においても、議員各位に説明をさせていただいたところであります。

カナディアン・ソーラー社のやくらいサイズゴルフ場に対する太陽光パネル設置による発電事業は、11月30日付の大崎タイムスには、2024年着工、2026年供用開始との報道がされ、その説明会が本日やくらい文化センター、明日、中新田公民館において開催されます。大規模なメガソーラーが、我々加美町民のシンボルでもある薬菜山の裾野に建設される計画が着々と進行しておりますので、議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより委発第3号加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、委発第3号加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第29 議員派遣の件について

○議長（早坂忠幸君） 日程第29、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、議員の派遣について資料のとおりであります。

お諮りいたします。本件について資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第30 閉会中の継続調査について

○議長（早坂忠幸君） 日程第30、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長味上庄一郎君より「行財政改革の進捗状況と政策課題について」「安全で安心して暮らせる生活基盤の整備について」、教育民生常任委員会委員長一條 寛君より「切れ目のない教育及び生涯学習の環境整備について」「共生社会の実現に向けた保健・医療及び福祉体制の充実について」、産業経済常任委員会委員長木村哲夫君より「町民の暮らしが豊かになる産業の振興について」、議会広報常任委員会委員長味上庄一郎君より「議会だより

の編集に関する事項について」、議会運営委員会委員長高橋聡輔君より「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」「社会情勢に対応した議会改革、議会活性化等について」、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長三浦英典君より「放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について」、鳴瀬川ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂伊佐雄君より「鳴瀬川ダム建設に関する事項について」、以上7委員会から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は12月15日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして令和3年加美町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時28分 閉会

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月10日

加美町議会議長 早坂 忠幸

署名議員 伊藤 淳

署名議員 佐々木 弘毅

